

## 1 — 1 明治七年 上梓御布告

(第六十八号 学校設立章程の制定)

本館所蔵の度会県布達類の中で最も時期の古いもので、この設立章程によって教師の年報などが決められた。

## 2 — 1 明治八年 上梓御布告 甲ノ部

(甲第四号 新紙幣と太政官民部省札等の引換について伝達)

太政大臣三条実美の布告を度会県の人々に触れ示すように伝達したものである。内容は明治初期にあった太政官・民部省札・正金兌換証券の使用停止期限を五月三十日と定め、それまで人々の「貢納金」はなるべくこの三種の紙幣で納めるように指示した。

### 3 — 1 明治九年 上梓御布告 甲ノ部

(甲第九十七号 度会県の三重県への合併通知)

明治九年四月十八日、三重県と度会県が合併した。その合併を伝える度会県の通知。次ページの一行目に「度会県ヲ廢シ三重県へ合併」と記される。

### 3 — 6 明治九年四月合県後ヨリ天乙上梓御布告

(天乙第一号 元度会県庁に三重県の出張所設置)

三重県と合併後の明治九年五月一日より、元度会県庁に三重県の出張所を設置するという通知を出した。

## 6 — 1 明治十二年 天甲上梓御布告

(甲第四号 戸長選挙法の通達)

明治十二年二月五日付けで戸長配置区画が決まり、その戸長の選挙法が定められた。

## 8 — 3 明治十四年六月～七月 御布告綴

(乙第七十七号 学務委員事務要項の制定)

教育の普及に重要な役割を果たした学務委員の事務要項を三重県が制定した。

## 10-2 明治十五年七月～九月 御布告綴

(表紙)

明治十五年七月から布告等の規格が小型化した。  
表紙には「八重田村取締之印」が押印されている。

## 10-3 明治十五年九月～十二月 御布告綴

(告第八十号 士族授産法)

本県の士族授産法として「士族ニシテ農業ニ就カント欲スルモノ」を度会郡明野開墾場への移住を呼び掛けた。なお、布達類の小型化に伴い、「告示」の区分が増えた。



## 14-1 明治19年8月 官令布達集 第1号

(勅令 法律第1号 登記法)

本県布達のほか、勅令・閣令・省令などもまとめて、5～10日間に1冊を発行（津の松田活版所）し、新聞店などで販売した。